



永田クラブ・経済研究会に公表

報道資料

令和 7 年 3 月 14 日
内閣府地方創生推進事務局

第 48 次中心市街地活性化基本計画の認定について

本日、中心市街地活性化基本計画について、下記のとおり、内閣総理大臣による認定が行われましたのでお知らせします。

記

1. 第48次中心市街地活性化基本計画の認定団体について（13計画）

1. 秦野市〔新規〕（神奈川県）	8. 石巻市〔第 4 期〕（宮城県）
2. 木更津市〔第 2 期〕（千葉県）	9. 高崎市〔第 4 期〕（群馬県）
3. 伊賀市〔第 2 期〕（三重県）	10. 長岡市〔第 4 期〕（新潟県）
4. 茨木市〔第 2 期〕（大阪府）	11. 姫路市〔第 4 期〕（兵庫県）
5. 宇部市〔第 2 期〕（山口県）	12. 松江市〔第 4 期〕（島根県）
6. 鶴岡市〔第 3 期〕（山形県）	13. 高松市〔第 4 期〕（香川県）
7. 倉吉市〔第 3 期〕（鳥取県）	

※認定回数及び市町村コード順

2. 参考資料

（別添）中心市街地活性化制度概要及び第 48 次認定自治体の計画概要

各詳細については、別添資料及び内閣府HPを御確認ください。

・内閣府地方創生推進事務局HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/r06.html>

以上

【問合せ先】

内閣府 地方創生推進事務局

<中心市街地活性化班>

担当：西村、玉井（TEL：03-5510-2209）

E-mail：g.chukatsu@cao.go.jp